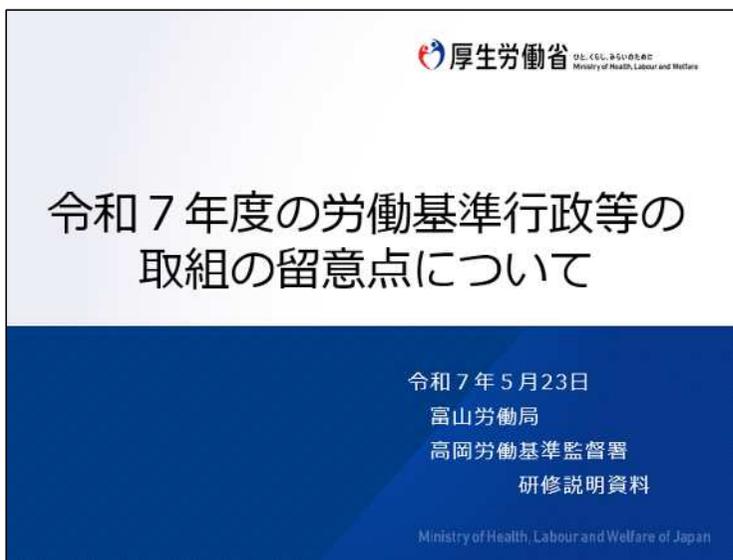


高岡労働基準監督署署長（芦田圭）は、令和7年5月23日、富山県社会保険労務士会高岡支部主催の研修会に出席し、同支部会員の社会保険労務士の皆様を対象に富山労働局における令和7年度の労働基準行政等の取組みについて説明を行いました。

説明内容は、社会保険労務士の皆様だけでなく、管内の事業主の皆様にも広く知っていただきたい内容となっております。

是非、HP内掲載の「使用した資料」をご一読いただければと思います。

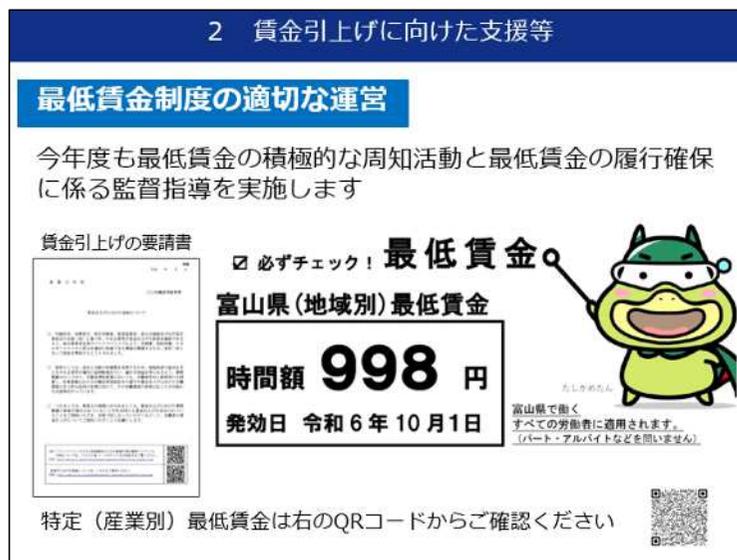


厚生労働省 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度の労働基準行政等の取組の留意点について

令和7年5月23日
富山労働局
高岡労働基準監督署
研修説明資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



2 賃金引上げに向けた支援等

最低賃金制度の適切な運営

今年度も最低賃金の積極的な周知活動と最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施します

賃金引上げの要請書

必ずチェック！最低賃金

富山県(地域別)最低賃金

時間額 **998** 円

発効日 令和6年10月1日

富山県で働くすべての労働者に適用されます。
(パート・アルバイトなども同じ基準)

特定(産業別)最低賃金は右のQRコードからご確認ください



賃金引上げの各種助成金や電子申請を支援するサイトなどのお役立ち情報もいろいろ案内しております！。